

## 差止請求権の在り方に関する整理（案）

### 1. 現状と課題

差止請求権は、特許発明の業としての実施を独占し得るといふ特許権について、権限のない第三者が当該特許発明を実施する場合など、これを侵害し、又はそのおそれがある場合に、その停止又は予防を請求できる権利として、特許法上認められている権利である。

差止請求権は、損害賠償請求権とともに、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」といふ我が国特許法の目的のために欠くことができない手段であるが、損害賠償請求権の行使とは異なり、物権的な請求権と解されており、そもそも故意・過失といった主観的要件を必要とせず、客観的に権利侵害行為があれば、原則として請求可能であることから、侵害に対する有効かつ直接的な対抗手段であると言える。

一方で、現行法制度上は、権利侵害行為さえあれば差止請求権の行使が認容されることとなっており、個別事情による例外については条文上明記されていない。差止請求権は、いったん行使されてしまうと被疑侵害者は事業を停止するほかないと考えられるため、被疑侵害者（実施者たる企業等）に与える影響は小さくなく、これまで、権利行使の目的や態様、権利主体の事業形態、特許権の内容等によっては、差止請求権を制限すべき場合があるのではないかとの指摘がなされてきたところである。

知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会の下に設置された知財紛争処理タスクフォースの報告書（平成 27 年 5 月 28 日）や、制度のユーザである事業者・弁護士・裁判官等からのヒアリングによれば、標準必須特許権者が想定された額を超えるライセンス料の支払を求めおそれや、いわゆるパテントトロールによる高額なライセンス料の支払い要求への懸念が指摘されているため、標準必須特許の場合における差止請求権の在り方、P A E（特許主張主体）による権利行使の場合における差止請求権の在り方について、特許権の価値に与える影響も考慮し、検討することが必要と考えられる。

### 2. 論点

#### ① 基本的な考え方

差止請求権の制限については、権利濫用法理だけでは裁判所にとってハードルが高く、立法で制限すべきとの指摘もあるところである。しかし、権利濫用法理については、キルビー判決のように、知的財産訴訟においては柔軟に適用され、競争法からのアプローチについても否定されず運用されていることが指摘されており、裁判所にとってハードルが高いとは必ずしも言えないと考えられる。

また、差止請求権は、産業の発達という観点から発明の独占的实施を認める特許権の根幹であり、これを一律に制限することは、グローバル化した企業間紛争

の中で、ライセンス交渉に影響を与え、正当な権利行使が阻害され、研究開発費を回収できなくなるなど特許権の価値を著しく損なうおそれがある。

したがって、差止請求権の制限については例外的に行われるべきであり、基本的には、権利濫用法理や競争法などにより、個別事案に応じて対応することが適当と考えられる。

## ② 標準必須特許の場合について

標準必須特許（FRAND宣言（公平、合理的かつ非差別条件によりライセンスする宣言）したものも含む）については、事業者として回避できない性質のものであり、それに基づく差止請求権が行使された場合、被疑侵害者は事業を停止するほかなくなることになるため、その制限について論点となる。

この点、標準必須特許について、回避できないという権利の性質から何等かの手当てをすべきとの指摘がある。しかし、FRAND宣言している特許についても、原則として、公平、合理的かつ無差別な条件について個別具体的な交渉が行われるため、一律に制限すると、ライセンス交渉に影響を与えて特許権の価値を損なうおそれがあることは同様であり、また、技術標準化へのインセンティブを阻害するおそれや新興国における特許権の保護の水準に関する影響等を考慮すると、我が国の国際的な産業競争力の低下も懸念される。

したがって、標準必須特許における差止請求権の制限についても個別の事案に応じ対応することが適当であり、民法の権利濫用法理や競争法による対応のいずれにせよ、技術標準化や産業の発達に与える影響、国際的な観点等も踏まえ、特許権を保有する者（以下「権利者」という。）と当該特許権に係る技術を利用する者（以下「利用者」という。）のバランスを考量して対応することが適当と考えられる。

なお、競争法による対応に関連して、現在、公正取引委員会が検討している「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正については、個別の事案において様々な事情があることを踏まえ、権利者と利用者のバランス等を考慮し、慎重な検討がなされることが期待される。

## ③ PAEによる権利行使の場合について

PAEについては、自らは製品の製造・販売を実施せず、ライセンス料や損害賠償金を得ることを目的とする権利主体であるが、和解により高額なライセンス料を取得する目的で訴訟を行うなど、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」という我が国特許法の目的から大きく逸脱する形で、差止請求権を行使する可能性があるため、その制限の在り方が論点となる。

この点、日本においても、米国のようにいわゆるパテントトロールの横行があり得ると警戒し、その制限についても、米国のeBay判決等を参考にした制限や差止請求権の制限の代わりに損害賠償で対応すべきとする指摘もあるところである。しかし、現在、日本におけるPAEは、米国のような状況ではなく、また、差止めの代わりに将来的なロイヤリティの支払いを認める米国と日本では状況が異なること、さらに、PAEの定義や認定が困難であることを踏まえれば、PAEによる権利行使の制限についても、個々の事案ごとに権利者と利用者のバランス等を考量して対応することが適当と考えられる。

### 3. 方向性案

差止請求権については、標準必須特許やP A Eの場合においても、当面、法改正により一律に制限することは行わず、個々の事案に応じて対応することが適当であり、権利の濫用法理や競争法による対応のいずれの場合においても、技術標準化や産業の発達に与える影響、国際的な観点等も踏まえ、権利者と利用者のバランスを考量して対応することが求められると考えられる。

なお、標準必須特許やP A E等を巡る状況については、今後、社会の変化や判例の蓄積等によって変動があり得ることや権利濫用などの一般法理による対応が困難となる場合も考えられることから、その状況については引き続き注視していくことが適当である。

以上